

大和市告示第7号

大和市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年1月19日

大和市長 大 木 哲

大和市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市病児保育事業実施要綱（平成25年大和市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「生後6月から小学校3年生までの」を「乳児（生後6月に達しない者を除く。））、幼児若しくは小学校に就学している」に改める。

第6条中「利用人数は、」の次に「原則として」を加える。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。